

東久留米市避難所案内

災害対策本部 東久留米市役所 本町3-3-1 042-470-7777

指定避難所とは・・・

指定避難所とは「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市が指定する場所」です。

市内では、小中学校を中心に地震時用に24ヶ所のうち、風水害時用に15ヶ所を指定しています。

避難所運営は、避難所運営連絡会を中心とした地域住民の方々、行政、施設管理者の三者が協力して行います。

避難所での集団生活は、決して快適ではありません。避難者同士の助け合いの精神に基づく自主的な避難所運営が必要となります。

チェック1 「防災マップ(洪水ハザードマップ)」を確認!

チェック2 「避難が必要かどうか」を判断!

(災害時の分散避難と感染症対策のパンフレットを確認)

チェック3 「非常時持ち出し品」を確認し、備えよう!

感染症に留意した避難

チェック4 発熱等の症状がある場合は「電話相談」を!

チェック5 「基本的な感染防止策」の徹底を!

チェック6 可能な限り「3つの密」を避けよう!

チェック7 「健康管理」と「衛生管理」

※災害時の分散避難と
感染症対策
(市HP)



凡 例

指定避難所における 地震 水害 土砂災害 ペット同行避難可能 標高値
災害種別記号

指定避難所兼指定緊急避難場所には対応する災害種別記号が付いています。
表示のある災害については避難可能です。



指定避難所兼指定緊急避難場所
(: 体育館)



指定緊急避難場所



避難所入口



防災行政無線



応急給水拠点



消防署・出張所



消防団



震災対策指定井戸(飲料水)



震災対策指定井戸(生活用水)



救急指定病院



緊急医療救護所



医療救護所



警察施設 交番・駐在所



ヘリコプター臨時離着陸場



物資集積所



コンビニエンスストア



ガソリンスタンド



郵便局





